

令和4年度 第1回長浜市福祉有償運送運営協議会 会議録	
日 時	令和4年6月24日（金） 10:00～10:50
場 所	長浜市役所本庁舎1階 多目的ルーム1
出席者	<p>出 席：徳田会長、椛山副会長、岸田委員、松尾委員、松倉委員、江川委員（計6名） 欠 席：吉田委員、野口委員、尾本委員、星野委員、奥田委員（計5名） 代理出席：田中様（野口委員代理）、山岸様（星野委員代理） 傍 聴 者：なし 事 務 局：長浜市しょうがい福祉課（中上課長、眞壁課長代理、松尾主幹、花澤主査）</p>
審議結果	<p>① 社会福祉法人ぽてとファーム事業団の旅客から収受する対価改定（値上げ）について ⇒承認 ②一般社団法人 sweet ハートの旅客から収受する対価改定（値下げ）について ⇒承認</p>
<p>1. 開 会 課長あいさつ／事務局自己紹介 ≪内容省略≫</p> <p>2. 委員交代の報告 ・ 人事異動に伴う委員交代の報告（岸田委員、星野委員、松倉委員、椛山副会長） ・ 会議成立の報告 ≪内容省略≫</p> <p>3. 協議事項</p> <p>（1）会議の公開について 議 長：次第の3（1）「会議の公開について」ですが、「附属機関の会議の公開等に関する要綱第2条」の規定により会議の公開又は非公開の決定は、会議の冒頭に当該附属機関の長がその会議に諮って行うものされています。 本日の協議内容について、公開することに異議のある方は挙手をお願いします。 ～挙手なし～ 異議なしと認めます。 それでは、本協議会の会議録については原則通り公開とさせていただきます。</p> <p>（2）利害関係者の採決の参加について 議 長：次第の3（2）「利害関係者の採決の参加について」に入ります。 今回、申請事業所に所属されている委員がおられますので、運営協議会規則第8条により、利害関係者の採決の参加について、協議会で諮りたいと思います。 一般的に、会社法や社会福祉法などの法律では、利害関係者が採決には参加できないこととなっております。当協議会の採決についても、特別の利害関係を有する委員は、採決に加わることができない取り扱いでよろしいでしょうか？ 異議のある方は挙手をお願いします。 ～異議なし～</p>	

異議なしと認めます。

それでは今後、特別の利害関係を有する委員は、採決に加わることができないこととします。

(3) 旅客から収受する対価の改定について

議長：次第の3(3)、「旅客から収受する対価の改定について」に入ります。まず、配布されている資料について事務局より説明願います。

事務局：配布資料について説明 《内容省略》
～委員より指摘・意見等なし～

議長：社会福祉法人ぽてとファーム事業団の入室を認めます
～入室（社会福祉法人ぽてとファーム事業団）～

議長：それでは、社会福祉法人ぽてとファーム事業団から旅客から収受する対価の改定についての説明をお願いします。

申請者：申請内容について説明
《内容省略》

議長：ありがとうございました。
それでは委員の皆様から申請者に質問がございましたらお願いします。

委員：距離制運賃を1.5 kmと設定しているのはなぜですか。1.5 kmまでの利用者が多いということだからでしょうか。

申請者：利用者が多いためです。

委員：1.5 kmまでの利用者が多いため、初乗りで設定しているということですか。

申請者：そのとおりです。

委員(代)：資料②の4ページ目の下部にある記載について、対価の運賃改定は変更申請の必要ありません。協議会で承認となったら適用していただいて問題ありません。

申請者：了解しました。

議長：他に質問等ございませんでしょうか。なければ申請者は退出してください。
～退室（社会福祉法人ぽてとファーム事業団）～

議長：続いて、『一般社団法人 sweet ハート』の入室を認めます。
～入室（一般社団法人 sweet ハート）～

議長：それでは、一般社団法人 sweet ハートから旅客から収受する対価の改定についての説明をお願いします。

申請者：申請内容について説明
《内容省略》

議長：ありがとうございました。

それでは委員の皆様から申請者に質問がございましたらお願いします。

委員：今回、料金の値下げの対価変更ですが、燃料高騰等により経費がかかる中で、大丈夫なのでしょうか。

申請者：この1年間有償運送事業を実施してきましたが、コロナ禍で余暇活動に出かけることを事業所として中止していました。生活に必要な支援で有償移送を実施してきました。利用者支援で関わっていく中で、余暇活動ではなく生活の一部として使われており、毎月の請求時に3万円程度かかる方もおられました。事業として上手く回っていくか心配はありますが、3万円は利用者にとって生活していく中で大きな金額であるため、ギリギリのラインで検討した結果、出来るところまで下げさせていただきました。採算について、今回の値下げは従来の半額以下となっていますが、運送部分だけではなく、居宅介護や日中一時活動などの他の事業も含めて、全体的に見て問題ないと思っています。

委員(代)：距離制と時間制の適用方法はこういった形になりますか。

申請者：こういった場合に距離制と時間制を使い分けるかという質問でしょうか。

委員(代)：はい。

申請者：基本的には距離制を適用していきます。時間制は利用者の利用状況に応じて適用していこうと考えております。

委員(代)：わかりました。

委員：時間制を適用する時はこういった時でしょうか。

申請者：利用の仕方によって、距離だけではなく時間的な利用も考えられるので、時間制も設定させていただきました。

委員：距離制と時間制の料金体系でどちらを採用するかは、利用者にも有利な方法を採用する考え方でしょうか。

申請者：そうです。

議長：他に質問等ございませんでしょうか。なければ申請者は退出してください。
～退室（一般社団法人 sweet ハート）～

議長：それでは、『社会福祉法人ぽてとファーム事業団』および『一般社団法人 sweet ハート』から出された申請内容について、合意するかどうかご意見をお伺いしたいと思

ますが委員の皆様いかがでしょうか。

～委員の意見なし～

議長：では、採決に入ります。

まず初めに、社会福祉法人ぽてとファーム事業団の旅客から収受する対価の改定についてですが、江川委員は申請事業所に所属されておられるため、採決には参加できませんのでご了承ください。また、代理出席の方も採決に参加できません。

それでは、合意される方は挙手をお願いします。

【賛成：5名（出席委員 全員挙手）】

議長：『社会福祉法人ぽてとファーム事業団』の旅客から収受する対価の改定については合意に決しました。先ほどの協議の中で出ましたご意見等については、協議結果として申請者に通知することとします。

議長：続いて、一般社団法人 sweet ハートの旅客から収受する対価の改定に合意される方は挙手をお願いします。

【賛成：6名（出席委員 全員挙手）】

議長：『一般社団法人 sweet ハート』の旅客から収受する対価の改定については合意に決しました。先ほどの協議の中で出ましたご意見等については、協議結果として申請者に通知することとします。

議長：それでは、これで本日の議事につきましてはすべて終了しましたので、事務局へ進行をお返しします。

事務局：徳田会長様ありがとうございました。

本日は、委員の皆様方にはご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

最後に、「その他」ということで、委員のみなさまから何かございますでしょうか。

4. その他

～委員から意見等なし～

5. 閉会